神戸市指導監査基準【乳児院】

着眼点		最低基準(厚生労働省令)をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を 示しています。
根	拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導	真監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区	分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、 以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
[c]	是正の報告を 要する事項 (重要事項)	 最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書(是正報告書)の報告を求めます。
[B]	改善の報告を 要する事項	 最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書(改善報告書)の報告を求めます。
[A]	指導・助言する 事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、 次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)。

^{*} 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を 1 ~ 2 区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等(乳児院)

省略標記	正式名称		公布年月日
児童福祉法	童福祉法 昭和22年法律第164号		昭和22年12月12日
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号	昭和23年12月29日
児童虐待防止法 児童虐待の防止等に関する法律 平		平成12年法律第82号	平成12年5月24日

児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日
指導監督徹底通知	任芸倫化法人の認可寺の適正化业のに任芸倫化法人及の任芸倫征施設に対する 性道幹惄の物度について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日
児童養護処遇確保通知	児童養護施設等における適切な処遇の確保について	児家第28号	平成9年12月8日
児童養護施設等入所者の自立支援計 画通知	 児童養護施設等における入所者の自立支援計画について 	雇児福発第0810001号	平成17年8月10日
児童施設内虐待防止通知	児童福祉施設における施設内虐待の防止について	雇児総発第1006001号	平成18年10月6日
乳児院運営指針	乳児院運営指針		平成24年3月29日
児福施設事故防止通知	児童福祉施設における事故防止について	児発第418 号	昭和46年7月31日
第三者評価及び自己評価通知		雇児発0217第6号 社援発0217第44号	平成27年2月17日
児童養護処遇確保通知	児童養護施設における適切な処遇の確保について	児家第28号	平成9年12月8日
社福施設感染症等発生時報告通知	 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について 	健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号	平成17年2月22日
社会福祉施設の長通知	社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について	社庶第83号	昭和47年5月17日

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 児童福祉施記	殳の一般原則等			•
(1) 人権への配慮 と人格の尊重	入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格 を尊重して運営しているか。	児童設備運営基準第5条1項	入所している者の人権の配慮や人格を尊重した運営が されていないので、是正すること。	С
(2) 地域社会との 交流及び連携	地域社会との交流及び連携を図っているか。	旧帝弘佛演尚其淮第5久2百	地域社会との交流及び連携を図ること。	А
(3) 保護者及び地 域社会への運営内 容の説明	児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内 容を適切に説明しているか。	児童設備運営基準第5条2項	児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設 の運営の内容を適切に説明していないので改善するこ と。	В
(4) 運営内容の自 己評価と結果の公 表	その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	児童設備運営基準第5条3項	自ら行う業務の質の評価等の取組みに不十分な点があ るので、改めること。	А
(5) 設備基準の遵 守	法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を 設けられているか。	児童設備運営基準第5条4項	それぞれの施設の目的を達するために必要な設備が不 十分な点があるので改善すること。	В
(6) 入所している 者の保健衛生、危 害防止	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれら の者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられているか。	児童設備運営基準第5条5項	採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの 者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられて いないので改善すること。	В
2 職員の一般的	ウ要件および研修の機会の確保			
(1) 職員の一般的 要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となっているか。	児童設備運営基準第7条	保護に関わる職員の人間性、倫理観、児童福祉事業に 対する熱意に課題があるので是正すること。	O
(2) 職員の知識及 び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的 を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努 めているか。	児童設備運営基準第7条の2第1項	職員は、常に自己研鑚に励み、法に定めるそれぞれの 施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習 得、維持及び向上に努めること。	А
		旧产机供定兴甘准位,各个人在	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	А
(3) 研修の機会の 確保	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保 しているか。	児童設備運営基準第7条の2第2項	職員への研修が計画的に実施されていないので、改め ること。	А
		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1 (3)	専門的知識や援助技術の習得のための取組が実施されていないため、是正すること。	А
3 平等取扱原則	j		•	•
入所した者を平等 に取り扱う原則	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用 を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	児童設備運営基準第9条	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に 要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱い が認められたので是正すること。	С

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
4 虐待等の	禁止			
	虐待又は心身に有害な影響を与える以下のような行為を行っていないか。 ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。	児福法第33条の10及び第33条の11 児童設備運営基準第9条の2 児童虐待防止法第2条及び第3条	児童に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為 を行っている等の実態が認められるので是正するこ と。	C
	③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児童福祉施設内虐待防止通知 児童養護処遇確保通知	施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体制整備(こどもの意見表明機会確保、情報共有·報告体制等)がなされていないので、是正すること。	
虐待防止	人権の擁護及び虐待を防止するための研修を行っているか。	児童施設内虐待防止通知	少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の養護及び児童の虐待の防止に係る研修を実施する等、必要な体制の整備等が図られていないので 是正すること。	С
	児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第 5 条 1 項 児童施設内虐待防止通知	職員の人権意識、知識や技術の向上等の取り組み、虐 待の未然防止・早期発見に努めていないので是正する こと。	С
	児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育又は啓発に 努めているか	児童虐待防止法第5条第3項 児童施設内虐待防止通知	児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育 又は啓発が不足しているので是正すること。	C
	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。	児童虐待防止法第6条 児童施設内虐待防止通知	児童虐待を受けたと思われる児童を発見したにも関わらず、通告しなかったので是正すること。	С
	関係機関との連絡、連携が図られているか。	児童虐待防止法第8条 児童施設内虐待防止通知	児童相談所、福祉事務所等関係機関との連携が図られ ていないので是正すること。	С

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分	
5 児童の権利接	児童の権利擁護に関する取組				
		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1 (1)	子ども一人一人の権利を尊重し、意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられていないため、是正すること。	С	
	児童福祉施設の長は子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、入所中の児童等に対して、一人一人の権利を尊重し、意見や訴えをくみ取る仕組みを導入し、子どもの意見に対して、適切な対応を行っているか。	児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1 (4)	施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、 危機管理に関して十分な見識を有さず、適切に指導・監督ができていないため、是正すること。	С	
		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1 (2)	被措置児童等虐待防止に向けての取り組みが行われていないため、行うこと。	В	
6 衛生管理等					
(1) 感染症等への 措置	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置 を講ずるよう努めているか。	児童設備運営基準第10条第2項	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように 必要な措置を講ずるよう是正すること。	С	
(2) 入浴等の清潔 の維持	入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができる よう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しているか。	児童設備運営基準第10条第4項	清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭していないので改善すること。	В	
(3) 医薬品の管理	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を 適正に行わなっているか。	児童設備運営基準第10条第5項	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それ らの管理が適正に行われていないので是正すること。	С	
7 入所した者の	・ 及び職員の健康診断				
(1) 入所児の健康	定期健康診断及び臨時の健康診断を実施しているか。	児童設備運営基準第12条第1項	入所時及び年2回の健康診断が実施されていないので、是正すること。	С	
管理	健康診断記録が適切に保管されているか。		健康診断記録の整理・保管に不十分な点があるので、 是正すること。	С	
	職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理 する者につき、綿密な注意を払っているか。	児童設備運営基準第12条第4項	入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注 意を払っていないので、改善すること。	В	

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
8 給付金として	支払いを受けた金銭の管理			
給付金の管理	当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分しているか。		児童に係る金銭が他の財産と区分されていないので是 正すること。	С
	児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いているか。		児童に係る金銭の使用が、給付の趣旨に沿っていない ので是正すること。	С
	当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。		当該児童が退所ているにも関わらず、速やかに、児童 に係る金銭を当該児童に取得させていないので、是正 すること。	С
	児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備されてい るか。		預り金の通帳、現金と預り金台帳 (出納帳) が整備されていないので是正すること。	С

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
9 施設長の資	格等			
(1) 施設長(管理 者)の資格	乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識見が高させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見がに運営する能力を有するものか。 一 医師であつて、外児保健に関して学識経験を有する者 二 乳児院を適りとして学識経験を有する者 二 乳児府の職知事(指定都市の市長とる。第43年の11年であるものでは指定で都市の大きる。第43年の2第1第四号、第28年第一号、第38年第2項前の大きに掲げる事とのに対して表の2第1第四号、第28年第一号、第38年第2項前の大きに掲げる事とのに対して表の3第三号を除きと認める者ものでは、第43名第一号及び第82年第三号を除きと認める者もの大きに指するの課程を修了したものといる。第12年の1年をの3第2年であるものとは、対はでは、1月重社に対しては、1月重社に対しては、1月重社に対しては、1年間に対しては対し、1年間に対しては対しては対しに対しては対しては対しに対しまする。1年間に対しては対しに対しては対しに対しまするが対しに対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しまするが対しては対しまするが対しては対しまするが対しまずるが対しまするが対しまするが対しまするが対しまずるが対しまするがありまするがありまするがありまするがありまするがはよりまするがありまするがありまするがありまするがはまずるがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがのものはなりまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがありまするがあり	児童設備運営基準第22条の2第1項	施設長の資格を満たしていないので是正すること。	C
	施設長(管理者)は専任者が確保されているか。	社会福祉施設の長通知	施設長 (管理者) に専任者が確保されていないので改善すること。	В
	施設長(管理者)がやむなく他の役職を兼務している場合は、施 設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	社会福祉施設の長通知	施設長(管理者)が兼務をしているが、施設の運営管理に支障が生じているので改善すること。	В
	施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)ではないか。		施設長が暴力団員等に該当するので是正すること。	С
(2) 施設長(管理者)の資格	児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための こども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けているか。	児童設備運営基準第22条の2	施設長が2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けていないので是正すること。	В

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
10 事故防止対策	ŧ			
(1) 事故防止対策について	事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策 を策定しているか。	児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知	事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること。	С
	事故防止マニュアルを策定しているか。	児福施設事故防止通知		
	施設で想定される事故について、事故発生時の対応マニュアルを 策定し、職員に周知しているか。		事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周 知すること。	В
	事故が発生した場合は、速やかに事業所管課等関係機関、利用者 の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。	児童養護処遇確保通知二 社福施設感染症等発生時報告通知 児福施設事故防止通知	事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に 連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行うこと。	С
(2) 事故発生時の 対応	事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、 再発防止策の策定等に活用しているか。		事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。	В
	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。		事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を 講じること。	В
	賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入 等必要な措置を講じているか。		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保 険への加入等必要な措置を講じること。	В
	設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及の計画は、2017での計画は2017であります。		設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定すること。	В
(3)安全計画の策 定	ついての計画(安全計画)を策定し、定期的に見直しが行われているか。	児童設備運営基準第6条の3	安全計画の策定以降、見直しが行われていないため定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を 行うこと。	В
	職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期 的に実施しているか。		職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的に実施すること。	В

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
11 乳児院の設備	带基準			
【乳児又は幼児1	0人以上を入所させる乳児院の場合】			
(1) 室	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室 及び便所を設けているか。		乳児院に必要な、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所がないので、是正すること。	С
(2) 寝室の面積	寝室の面積は、乳幼児 1 人につき2. 47㎡以上あるか。	児童設備運営基準第19条	寝室が面積要件を満たしていないので、是正すること。	С
(3) 観察室の面積	観察室の面積は、乳児1人につき1.65㎡以上あるか。		観察室が面積要件を満たしていないので、是正すること。	С
【乳児又は幼児1	0人未満を入所させる乳児院の場合】			
(1) 室	乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けているか。		乳児院に必要な、養育のための専用の室及び相談室が ないので、是正すること。	С
(2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積	乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき9.91㎡以上とし、乳幼児1人につき2.47㎡以上であるか。		乳幼児の養育のための専門の室が面積要件を満たして いないので、是正すること。	С

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
12 乳児院の職員	引配置			
【乳児又は幼児1	0人以上を入所させる乳児院の場合】		T	
(1) 職員配置	医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 栄養士及び調理員を置いているか。	児童設備運営基準第21条第1項	医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置いていないので、是正すること。	С
(2) 医師等の配置	小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医を置いている か。		医師又は嘱託医が要件を満たしていないので、是正す ること。	С
(3) 看護師の配置	看護師の数は、乳児及び満2歳未満児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)置いているか。なお、看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。	児童設備運営基準第21条第5項及び第6項	看護師の数が、配置基準を満たしていないので、是正 すること。	С
(4) 家庭支援専門 相談員の配置	家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当するか。	児童設備運営基準第21条第2項	家庭支援専門相談員が要件を満たしていないので、是正すること。	С
(5) 栄養士及び調 理員の配置	栄養士及び調理員を置いているか。 (ただし、調理業務の全部を委託する施設を除く。)	児童設備運営基準第21条第1項	栄養士及び調理員を配置していないので、是正すること。	С
(6)心理療法士	心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を配置しているか。	児童設備運営基準第21条第3項	心理療法担当職員を配置していないので、是正するこ と。	С
(0) 心经源丛工	心理療法担当職員は、必要過程を修了した者で、個人及び集団心 理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると 認められる者か。	児童設備運営基準第21条第4項	心理療法担当職員の資格を満たしていないので是正す ること。	С
(7) 保育士	(3)に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる施設 には、保育士を1人以上置いているか。	児童設備運営基準第21条第7項	保育士を配置していないので、是正すること。	С
【乳児又は幼児1	0人未満を入所させる乳児院の場合】			
(1)職員配置	嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わ るべき者を置いているか。	児童設備運営基準第22条第1項	嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又は これに代わるべき者を置いていないので、是正するこ と。	С
(2) 看護師の配置	看護師の数は、7人以上置いているか。 (ただし、その1人を除き保育士又は児童指導員をもってこれに 代えることができる。)	児童設備運営基準第22条第2項	看護師の数が、配置基準を満たしていないので、改善 すること。	В

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
13 養育				
	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成。	指導監督徹底通知 5 (4)ア	施設の養護の方針を策定し、職員間で共有できていないので是正すること。	С
(1) 養育	に資することとなるものであるか。	児童自立生活援助事業実施要項第10(5)①②	施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体 制整備(こどもの意見表明機会確保、情報共有·報告体 制等)がなされていないので、是正すること。	С
			児童の権利擁護に関する施設内研修を実施するなど職 員の資質向上に努めていないので、是正すること。	С
(1) 養育	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成	児童養護処遇確保通知	児童の権利擁護に関する施設内研修の実施等職員の資質向上への取り組みに不十分な点があるので、是正すること。	С
	に資することとなるものであるか。	児童設備運営基準第9条の2	日々の処遇の中で、乱暴な言葉がけ、暴行、わいせつ 行為、無視、行動の制限、強制、体罰など虐待にあた る行為があるので、是正すること。	С

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 養育の内容	乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、 沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把 握、入所時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康診断及び 臨時の健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を行って いるか。	児童福祉法第1条及び第2条	乳児院における養育に不十分な点があるので、是正すること。	С
		乳児院運営指針 児童養護処遇確保通知 指導監督徹底通知 5 (4)ウ	衛生的な被服及び寝具が確保されていないので、是正 すること。	С
		児童設備運営基準第23条第2項	乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第12条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を行うこと。	С
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(2)-第1- 1-共通事項(2)	乳幼児突然死症候群 (SIDS) 事故防止対策がなされて いないので、是正すること。	С
		児童設備運営基準第5条第5項	施設における危害防止策が講じられていないので、是 正すること。	С
			 居室等の温度・湿度・換気・採光等への注意や清潔保 持等への配慮がなされていないので、是正すること。	С
		児童設備運営基準第10条第5項	必要な医薬品等の整備及び管理が適正に行われていないので、是正すること。	С
(3) 家庭環境の調 整	乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築が図られるように 行っているか。	児童設備運営基準第23条第3項	家族との連携、児童や家族からの相談に応じる体制整備、相談に対する適切な助言・援助、家庭環境の調整が行われていないので、是正すること。	С
14 乳児の観察				
乳児の観察	乳児が入所した日から医師又は嘱託医が適当と認められた期間、 これを監察室に入室させ、その心身の状況を観察しているか。	児童設備運営基準第24条第1項	入所した乳児に必要な観察が行われていないので、是 正すること。	С

項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
15 自立支援計画	画の策定			
自立支援計画	乳児院の長は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、 その人格の形成に資するため、入所中の個々の乳幼児について、 乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため の計画を策定しているか。	児童設備運営基準第24条の 2	自立支援計画が、児童・保護者の意向を踏まえ、学校・児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で個別の児童の状況を把握・検討した上で策定されていないので、是正すること。	С
			自立支援計画の策定後、支援効果についての客観的な評価、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・援助の方法等)の妥当性を検証していないので、是正すること(短期目標は1~3か月、長期目標は6か月~2年程度で設定)。	С
			生活指導、職業指導、家庭環境調整等について、退所 後の継続した対応に不十分な点があるので、改善する こと。	В
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第1- 1-(1)ア	自立支援計画が、必要に応じて見直されていないの で、是正すること。	С
16 業務の質の記	平価等			
業務の質の評価	各施設は自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に 外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその 改善を図っているか。	児童設備運営基準第24条の3	自ら行う業務の質の評価等を行う取組みに不十分な点 があるので、改善すること。	В
		第三者評価及び自己評価通知	定期的(3年に1回以上)な第三者評価の受審及び評価結果の公表が行えていないので是正すること。	С
17 関係機関との	D連携			•
関係機関との連携	児童の支援等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談 所・福祉事務所等)との連絡調整が図られているか。	児童設備運営基準第25条	保護者や関係機関との連携が図られていないので、是 正すること(児童相談所に、年2回程度の養育状況報 告を行っていない。)。	С
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2-(2)-第1 児童養護処遇確保通知 児童施設内虐待防止通知	関係機関、保護者に施設の運営内容を適切に説明して いないので改善すること。	В
		乳児院運営指針	家庭支援(ファミリー・ソーシャル・ワーク)として、親子間の関係調整や回復支援への取組が不十分なので改善すること。	В